

北ふ頭エリア等利活用事業者公募 公募要項に係る新旧対照表

公募要項に係る改定内容は以下のとおり。

No.	項目名		該当箇所				旧	新																																
			頁	項目			令和8年4月改定版	令和8年6月改定版																																
1	【添付資料】	資料名称					<b>【添付資料】</b> (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>資料名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資料19</td> <td>トライアル・サウンディング実績報告書(取りまとめ次公表予定)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	資料名称	資料19	トライアル・サウンディング実績報告書(取りまとめ次公表予定)	<b>【添付資料】</b> (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>資料名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資料19</td> <td>トライアル・サウンディング実績報告書</td> </tr> </tbody> </table>	番号	資料名称	資料19	トライアル・サウンディング実績報告書																								
番号	資料名称																																							
資料19	トライアル・サウンディング実績報告書(取りまとめ次公表予定)																																							
番号	資料名称																																							
資料19	トライアル・サウンディング実績報告書																																							
2	事業予定地の概要	現況 桜島フェリーターミナル周辺エリア	12	2	(2)		桜島フェリーターミナル周辺エリア <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <td>鹿児島市本港新町4-1、2、3、4</td> </tr> <tr> <th>地目</th> <td>雑種地</td> </tr> <tr> <th>面積</th> <td>約28,000㎡</td> </tr> <tr> <th>港湾計画上の土地利用区分</th> <td>ふ頭用地、交流厚生用地、緑地</td> </tr> <tr> <th>臨港地区の分区</th> <td>商港区、修景厚生港区、※一部、無分区</td> </tr> <tr> <th>用途地域(特別用途地区)</th> <td>準工業地域(第一種特定建築物制限地区)</td> </tr> <tr> <th>建ぺい率/容積率</th> <td>60%/200%</td> </tr> <tr> <th>建築物等の高さ制限</th> <td>40~60m程度(鹿児島市景観計画)</td> </tr> </thead> </table>	所在地	鹿児島市本港新町4-1、2、3、4	地目	雑種地	面積	約28,000㎡	港湾計画上の土地利用区分	ふ頭用地、交流厚生用地、緑地	臨港地区の分区	商港区、修景厚生港区、※一部、無分区	用途地域(特別用途地区)	準工業地域(第一種特定建築物制限地区)	建ぺい率/容積率	60%/200%	建築物等の高さ制限	40~60m程度(鹿児島市景観計画)	桜島フェリーターミナル周辺エリア <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <td>鹿児島市本港新町4-1、2、3、4、7、8</td> </tr> <tr> <th>地目</th> <td>雑種地</td> </tr> <tr> <th>面積</th> <td>約28,000㎡</td> </tr> <tr> <th>港湾計画上の土地利用区分</th> <td>ふ頭用地、交流厚生用地、緑地</td> </tr> <tr> <th>臨港地区の分区</th> <td>商港区、修景厚生港区、※一部、無分区</td> </tr> <tr> <th>用途地域(特別用途地区)</th> <td>準工業地域(第一種特定建築物制限地区)</td> </tr> <tr> <th>建ぺい率/容積率</th> <td>60%/200%</td> </tr> <tr> <th>建築物等の高さ制限</th> <td>40~60m程度(鹿児島市景観計画)</td> </tr> </thead> </table>	所在地	鹿児島市本港新町4-1、2、3、4、7、8	地目	雑種地	面積	約28,000㎡	港湾計画上の土地利用区分	ふ頭用地、交流厚生用地、緑地	臨港地区の分区	商港区、修景厚生港区、※一部、無分区	用途地域(特別用途地区)	準工業地域(第一種特定建築物制限地区)	建ぺい率/容積率	60%/200%	建築物等の高さ制限	40~60m程度(鹿児島市景観計画)
所在地	鹿児島市本港新町4-1、2、3、4																																							
地目	雑種地																																							
面積	約28,000㎡																																							
港湾計画上の土地利用区分	ふ頭用地、交流厚生用地、緑地																																							
臨港地区の分区	商港区、修景厚生港区、※一部、無分区																																							
用途地域(特別用途地区)	準工業地域(第一種特定建築物制限地区)																																							
建ぺい率/容積率	60%/200%																																							
建築物等の高さ制限	40~60m程度(鹿児島市景観計画)																																							
所在地	鹿児島市本港新町4-1、2、3、4、7、8																																							
地目	雑種地																																							
面積	約28,000㎡																																							
港湾計画上の土地利用区分	ふ頭用地、交流厚生用地、緑地																																							
臨港地区の分区	商港区、修景厚生港区、※一部、無分区																																							
用途地域(特別用途地区)	準工業地域(第一種特定建築物制限地区)																																							
建ぺい率/容積率	60%/200%																																							
建築物等の高さ制限	40~60m程度(鹿児島市景観計画)																																							
3	活用条件	北ふ頭エリア(4号上屋用地、野積場①及び4号上屋)【必須提案事業】	25	5	(1)	エ	(ア) 使用料 (略) ・令和7年4月時点で、4号上屋用地及び野積場①とも、1月(30日)当たりの料金です。 (略) (イ) 貸付料 ・4号上屋：850円/㎡(消費税を含む) ・令和7年4月時点で、4号上屋における1月(30日)当たりの料金です。 (略)	(ア) 使用料 (略) ・令和8年4月時点で、4号上屋用地及び野積場①とも、1月(30日)当たりの料金です。 (略) (イ) 貸付料 ・4号上屋：873円/㎡(消費税を含む) ・令和8年4月時点で、4号上屋における1月(30日)当たりの料金です。 (略)																																
4	活用条件	北ふ頭エリア(旅客ターミナル)【任意提案事業】	32	5	(3)	エ	(イ) 令和7年4月時点における1月(30日)当たりの料金です。	(イ) 令和8年4月時点における1月(30日)当たりの料金です。																																
5	活用条件	北ふ頭エリア(野積場②)【任意提案事業】	34	5	(4)	エ	(イ) 令和7年4月時点における1月(30日)当たりの料金です。	(イ) 令和8年4月時点における1月(30日)当たりの料金です。																																

公募要項に係る改定内容は以下のとおり。

No.	項目名		該当箇所				旧	新																													
			頁	項目			令和8年4月改定版	令和8年6月改定版																													
6	活用条件	北ふ頭エリア（県営第1駐車場等敷）【任意提案事業】	36	5	(5)	エ (イ)	(イ) 令和7年4月時点における1月（30日）当たりの料金です。	(イ) 令和8年4月時点における1月（30日）当たりの料金です。																													
7	活用条件	桜島フェリーターミナル周辺エリア（フェリーターミナル）【任意提案事業】	37	5	(6)	エ (イ)	(イ) 令和7年4月時点における1月（30日）当たりの料金です。	(イ) 令和8年4月時点における1月（30日）当たりの料金です。																													
8	活用条件	桜島フェリーターミナル周辺エリア（ふ頭緑地）【任意提案事業】	39	5	(7)	エ (イ)	(イ) 令和7年4月時点における1月（30日）当たりの料金です。	(イ) 令和8年4月時点における1月（30日）当たりの料金です。																													
9	活用条件	桜島フェリーターミナル周辺エリア（県営第2駐車場敷）【任意提案事業】	42	5	(8)	エ (イ)	(イ) 令和7年4月時点における1月（30日）当たりの料金です。	(イ) 令和8年4月時点における1月（30日）当たりの料金です。																													
10	活用条件	桜島フェリーターミナル周辺エリア（県営第3駐車場敷）【任意提案事業】	44	5	(9)	エ (イ)	(イ) 令和7年4月時点における1月（30日）当たりの料金です。	(イ) 令和8年4月時点における1月（30日）当たりの料金です。																													
11	リスク分担	リスク分担者	53	8			<p><b>8 リスク分担</b> (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">リスク項目</th> <th rowspan="2">リスクの内容</th> <th colspan="2">リスク分担者</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通 第三者賠償</td> <td>県の事由で第三者に損害を与えた場合</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の事由で第三者に損害を与えた場合</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	リスク項目	リスクの内容	リスク分担者		県	事業者	共通 第三者賠償	県の事由で第三者に損害を与えた場合	○		上記以外の事由で第三者に損害を与えた場合		○	<p><b>8 リスク分担</b> (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">リスク項目</th> <th rowspan="2">リスクの内容</th> <th colspan="2">リスク分担者</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">共通 第三者賠償</td> <td>県の事由で第三者に損害を与えた場合</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者の事由で第三者に損害を与えた場合</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>上記以外の事由で第三者に損害を与えた場合</td> <td colspan="2">協議事項</td> </tr> </tbody> </table>	リスク項目	リスクの内容	リスク分担者		県	事業者	共通 第三者賠償	県の事由で第三者に損害を与えた場合	○		事業者の事由で第三者に損害を与えた場合		○	上記以外の事由で第三者に損害を与えた場合	協議事項	
リスク項目	リスクの内容	リスク分担者																																			
		県	事業者																																		
共通 第三者賠償	県の事由で第三者に損害を与えた場合	○																																			
	上記以外の事由で第三者に損害を与えた場合		○																																		
リスク項目	リスクの内容	リスク分担者																																			
		県	事業者																																		
共通 第三者賠償	県の事由で第三者に損害を与えた場合	○																																			
	事業者の事由で第三者に損害を与えた場合		○																																		
	上記以外の事由で第三者に損害を与えた場合	協議事項																																			